別表七に、次の表に掲げるものを追加する。

別表七　篠山市福住伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
離れ	一棟	篠山市福住三二三―一

別表九に、次の表に掲げるものを追加する。

別表九　うきは市新川田篭伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	うきは市浮羽町田篭三九六

○文部科学省告示第百九十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　津山市城東伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	津山市林田町六二
主屋	一棟	津山市林田町二
主屋	一棟	津山市中之町三

○近畿地方整備局告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第二百四十五号中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業揖保川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十四年二月二十六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年近畿地方整備局告示第八十五号大津湖南都市計画道路事業三・五・百一号本堅田衣川線
三　事業施行期間　自平成二十六年四月二十三日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十六年近畿地方整備局告示第八十五号の事業地のうち滋賀県大津市本堅田五丁目字蔵所、本堅田六丁目字蔵所及び衣川一丁目字川水地内において事業地を変更し、堅田二丁目字志里廣、本堅田三丁目字余所並びに本堅田五丁目字余所、字もゝ田及び字川水地内を加える。
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第千四百十三号大阪都市計画、東部大阪都市計画下水道事業大和川下流西部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十五年十二月三日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千八十一号南部大阪都市計画下水道事業大和川下流南部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年五月十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千四十五号東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業大和川下流東部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年五月十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成27年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成27年度ＩＴパスポート試験（10月実施分）の合格者を平成27年11月16日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成27年12月9日

経済産業大臣　林　幹雄